

◆第627条

(期間の定めのない雇用の解約の申入れ)

第627条 当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申入れの日から2週間を経過することによって終了する。

- 2 期間によって報酬を定めた場合には、解約の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。
- 3 6箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、前項の解約の申入れは、3箇月前にしなければならない。

【条文の概要】

本条は、期間の定めのない雇用契約の解約申入れ（解約告知）がいつでもでき、一定期間（告知期間）ののちに終了することを規定したものであり、賃貸借に関する617条と同趣旨の規定である。期間の定めのない雇用契約はいつでも（そして特別の理由がなくとも）解除できるはずであるが、突然の解雇や辞職は相手方に不測の損害を与える。これを防ぐため、本条は、期間の定めのない雇用の解約に一定の準備期間を定めた。

…… 論 点 ……

- 1 解約の申入期間はどうなっているか
- 2 特約は予告期間を排除するか
- 3 解約は制限なく認められるか

論点 ① 解約の申入期間はどうなっているか

(1) 「いつでも解約の申入れをすることができる」とは、解約の申入れについて、その時期を問わないだけでなく、何らの理由も要しないということである。

(2) 雇用契約は、期間の経過によって当然に終了し、経過後に特別の意思表示を必要としない。「2週間」は、労働契約に関しては「30日」とされている（労働基準法20条1項）。

(3) 使用者は、2週間の予告期間を置く代わりに、2週間分の賃金を支払って、即時に雇用関係を終了させることができるか。労働基準法20条1項のような規定がないので明確ではないが、肯定的に解されている（我妻・債権各論 中巻二 591頁、幾代=広中編・新版注釈民法(16)〔三宅正男〕85頁）。本条1項がこれについて言及していないのは、被用者の側からする解約の申入れも同時に規定したからであり、使用者の側からのこのような解約申入れを否定する趣旨ではないと解されるからである（我妻=有泉=清水=田山・我妻・有泉コンメンタール民法(第2版)1153頁）。

(4) 「期間によって報酬を定めた場合」（624条2項参照）には、解約の申入れは、次期以降についてすることができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。例えば、報酬を月いくらと定めた場合には、解約申入れは来月以降に対してのみすることができ、しかも、今月の15日以前にすべきであり、16日以降に解約を申し入れる場合には、来々月以降に対してのみ許される。

論点 2 特約は予告期間を排除するか

当事者の特約によって、本条に定める予告期間を排除できるか、すなわち、本条は任意規定かどうか。これを否定し、本条を強行規定と解する学説が通説である。本条は、主として、被用者が突然解雇されることによって不利益を被ることを防止する趣旨の規定だからである（我妻・債権各論 中巻二 590頁、品川孝次『契約法（下巻）』青林書院（1998年）152頁）。もっとも判例には、古いものであるが、直ちに解雇できるという特約を有効であるとしたものがある（大判大正7・12・14民録24輯2322頁〔27522767〕）。なお、本条に対応する労働基準法20条は、「労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告」をするか、「30日分以上の平均賃金を支払わなければならない」と定める。本条の解約申入れや期間内の（626条により又は特約で留保された解約権に基づく）解約が、労働基準法20条の「解雇」に該当し、少なくとも30日前の予告を要することについては、ほとんど異論がない（幾代=広中編・新版注釈民法(16)〔三宅正男〕87頁）。

論点 3 解約は制限なく認められるか

雇用契約はいつでも解除できるという点については、労働法上、重大な制限がある。すなわち、

(1) 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため休業する期間、及びその後30日間、並びに産前産後の女子が一定の期間休業する期間及びその後30日間は解雇できない（労働基準法19条）。

(2) 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、もしくはこれを結成しようとしたこともしくは労働組合の正当な行為をしたことを理由にして解雇することはできない（労働組合法7条1号）。

(3) 労働協約又は就業規則などに解雇の理由やその手続について特別の定めがあれば、それによらなければならない。これに違反する解雇は無効と解される。

(4) このほか、解雇が労働者の基本的人権に反したり、解雇が権利濫用に当たる場合にも解雇が無効となり得る（我妻=有泉=清水=田山・我妻・有泉コメントール民法〈第2版〉1152頁）。

労働契約法16条は、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」と定めている。この規定は、判例法理による解雇権濫用の法理を成文化したものである。この法理の出発点は、戦後においてなされた、解雇をするには正当事由を要するかという議論である。最高裁は、使用者からの一方的な解約申入れについて、「使用者の解雇権の行使も、それが客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合には、権利の濫用として無効になると解するのが相当である」（最判昭和50・4・25民集29巻4号456頁〔27000376〕、最判昭和52・1・31・労働判例268号17頁）として、解雇権濫用の法理を確立した。ここでは、合理的理由と社会的相当性が要求されるため、実際上は解雇に正当事由を有するという考え方とさほど差はないとされる（荒木=菅野=山川・詳説労働契約法147頁）。

事例

いわゆるユニオン・ショップ協定に基づき使用者によりなされた解雇の有効性が問

◆第707条

(他人の債務の弁済)

第707条 債務者でない者が錯誤によって債務の弁済をした場合において、債権者が善意で証書を滅失させ若しくは損傷し、担保を放棄し、又は時効によってその債権を失ったときは、その弁済をした者は、返還の請求をすることができない。

2 前項の規定は、弁済をした者から債務者に対する求償権の行使を妨げない。

【条文の概要】

例えば、BがCに対して100万円の債権を有していたが、AがCの債務を弁済する意思でBに100万円を弁済した場合は、第三者弁済の要件を具備すれば（474条）、債権は消滅し、弁済者Aは債務者Cに対する求償権を取得する（求償利得）。しかし、Aが自分を債務者だと錯誤して弁済しても、債権者Bの債務者Cに対する債権の弁済効は発生しない。したがって、AのBに対する弁済は、広義の非債弁済であり、誤想弁済者AはBに対して非債弁済の不当利得の返還請求が可能である。ただし、善意の弁済受領者Bが弁済は有効だと信頼して、債権の証書を滅失させたり、担保を放棄したり、又は、権利行使を怠って債権を時効消滅させたときは、誤想弁済者Aの返還請求を認めれば、債務者Cに対する権利行使が困難となった債権者Bは信頼損害を被る結果となる。そこで、以上のような場合に、本条1項は、弁済者Aの債権者B（弁済受領者）に対する非債務弁済の不当利得の返還請求は排除されると規定した。つまり、本条は非債弁済の不当利得の原則ではなく例外を規定していることになる。ただし、その結果、誤想弁済者Aは債務者Cに対して求償権を取得する（707条2項）。つまり、結果として、弁済者が他人の債務を弁済する意思を有しない場合でも、第三者弁済の要件を具備したのと同様の結果が発生する（大判明治44・11・27民録17輯719頁〔27521529〕）。ただし、債務者Cは債権者Bに対して主張できた抗弁（例えば、債権の消滅時効）を、弁済者Aに抗弁できる。さらに、錯誤による誤想弁済が弁済受領者の信頼を喚起し、それによって発生した損害を誤想弁済者に帰責するのが本条の制度趣旨だから、誤想弁済者が心神喪失者の場合には、本条は適用されない（大判昭和11・11・21新聞4080号10頁〔27544795〕）。

…… 論 点 ……

- 1 自己の債務と誤信して他人の債務を弁済したこと
- 2 証書の滅失・損傷
- 3 時効による債権の喪失

論点 1 自己の債務と誤信して他人の債務を弁済したこと

自分を保証人と誤信して弁済した場合には、本条が類推される（大判昭和6・4・22民集10巻217頁〔27510405〕）。債権者の信賴惹起という点では、弁済者が自分を債務者と誤信した場合と利益状況は変わらないからである。他方で、他人の債務を第三者として弁済したが、債務者の意思に反して無効（474条2項）だということを知らなかったときは、本条は類推されない（大判昭和17・11・20新聞4815号17頁〔27547736〕）。本条を類推すれば、無効な第三者弁済が有効となる結果となり不当だとされている。債務者の反対にもかかわらず、弁済を有効と信じた債権者の保護は必要ないからであろう。

さらに、供託官が供託金還付請求権に対する無効な転付命令を有効と誤信して転付債権者に供託金の払渡しをした事例で、本条1項の類推を否定した判例（最判昭和62・4・16裁判集民150号705頁〔27800047〕）、保険会社が保険金請求権の質権者に保険金請求権の発生を誤って支払ったケースで、同様に本条1項の類推を否定した裁判例（大阪高判平成元・5・31判タ701号221頁〔27804622〕）がある。以上の（裁）判例は自己の債務と誤信して債務者の債務を弁済したわけではないという理由で、本条1項の類推を制限している。

論点 2 証書の滅失・損傷

証書の滅失・損傷とは、物理的に証書を破棄して証拠力を失った場合に限らず、債権者が証書に横線を引いたり、債務者の名前の下に印影を塗抹したり、証書を債務者又は弁済者に返還して、債権者が証書による立証が困難となった場合を含む（大判明治37・9・27民録10輯1181頁〔27520683〕）。反対に、手形金を弁済した誤想弁済者が手形の返還を申し出ているときは、返還が時期に遅れたものでない限り、証書の滅失には当たらない（最判昭和53・11・2判時913号87頁〔27423166〕）。

論点 3 時効による債権の喪失

時効により債権を失ったというのは、債権者が時効消滅した債権のみならず、時効消滅した債権と競合する他の債権も行使できなくなった場合である。例え

ば、身元保証債務を相続したと誤信した第三者が、被用者が使用者に対して負担する損害賠償債務を弁済し、損害賠償請求権は短期時効（724条）で消滅しても、使用者（債権者）は被用者（債務者）に対して不当利得返還請求が可能な場合は本条は適用されない（大判昭和6・4・22民集10巻217頁〔27510405〕）。AがBのC（国）に対する供託金還付請求権につき転付命令を取得して弁済を受けたが、すでに還付請求権はDが差し押さえていた。そこで、Dの差押えの限度でAへの弁済は無効だとしてCがAに返還請求したところ、AはBに対する売掛代金債権が時効消滅したと本条の適用を抗弁したが、本条の適用には、誤想弁済された債権が時効消滅した債権と同一である必要があるとして本条の適用はないとされた事例（大判大正7・3・8民録24輯391頁〔27522598〕）がある（同旨が、最判昭和62・4・16裁判集民150号705頁〔27800047〕）。

【参考文献】

谷口知平『不当利得法の研究』有斐閣（1949年）、谷口知平教授還暦記念発起人編『不当利得・事務管理の研究(1)』有斐閣（1970年）、谷口知平教授還暦記念発起人編『不当利得・事務管理の研究(2)』有斐閣（1971年）、谷口知平教授還暦記念発起人編『不当利得・事務管理の研究(3)』有斐閣（1972年）、我妻栄『民法講義Ⅴ債権各論 下巻一』岩波書店（1972年）、松坂佐一『事務管理・不当利得(新版)』有斐閣（1973年）、四宮和夫『現代法律学全集(10)事務管理・不当利得・不法行為（上）』青林書院（1981年）、好美清光「不当利得法の新しい動向（上）（下）」判例タイムズ386号（1979年）15頁以下、387号（1979年）22頁以下、加藤雅信『財産法の体系と不当利得法の構造』有斐閣（1986年）、加藤雅信『事務管理・不当利得』三省堂（1999年）、加藤雅信『新民法大系Ⅴ事務管理・不当利得・不法行為』有斐閣（2002年）、谷口知平=甲斐道太郎編『新版注釈民法(18) 債権(9)』有斐閣（1991年）、川角由和「民法703条・704条・705条・708条（不当利得）」広中俊雄=星野英一編『民法典の百年Ⅲ個別的観察(2)債権法』有斐閣（1998年）469頁以下、土田哲也「不当利得の類型的考察」星野英一編集代表『民法講座6 事務管理・不当利得・不法行為』有斐閣（1985年）1頁以下、藤原正則『不当利得法』信山社出版（2002年）、滝澤孝臣『不当利得法の実務』新日本法規（2001年）、土田哲也『不当利得の判例総合解説』信山社出版（2003年）

（藤原正則）